

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 六 年 四 月 一 日

目 次

訓 令 甲

○岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

(広 報 課)

ページ
一

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一号

庁 中 一 般
各 振 興 局
各 振 興 局 の 事 務 所

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県広報事務処理規程（昭和三十三年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表広報課長の項中「知事直轄秘書広報部門」を「知事直轄組織」に改め、同表中、

危機管理課長

知事直轄危機管理部門

財政課長

総務部

総合政策課長

総合企画部

財政課長

総務部

清流の国づくり政策課長

清流の国推進部

危機管理政策課長

危機管理部

に

を

改め、同表監査委員事務局監査第一課長の項中「監査委員事務局監査第一課長」を「監査委員事務局監査課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐 阜 文 芸 社